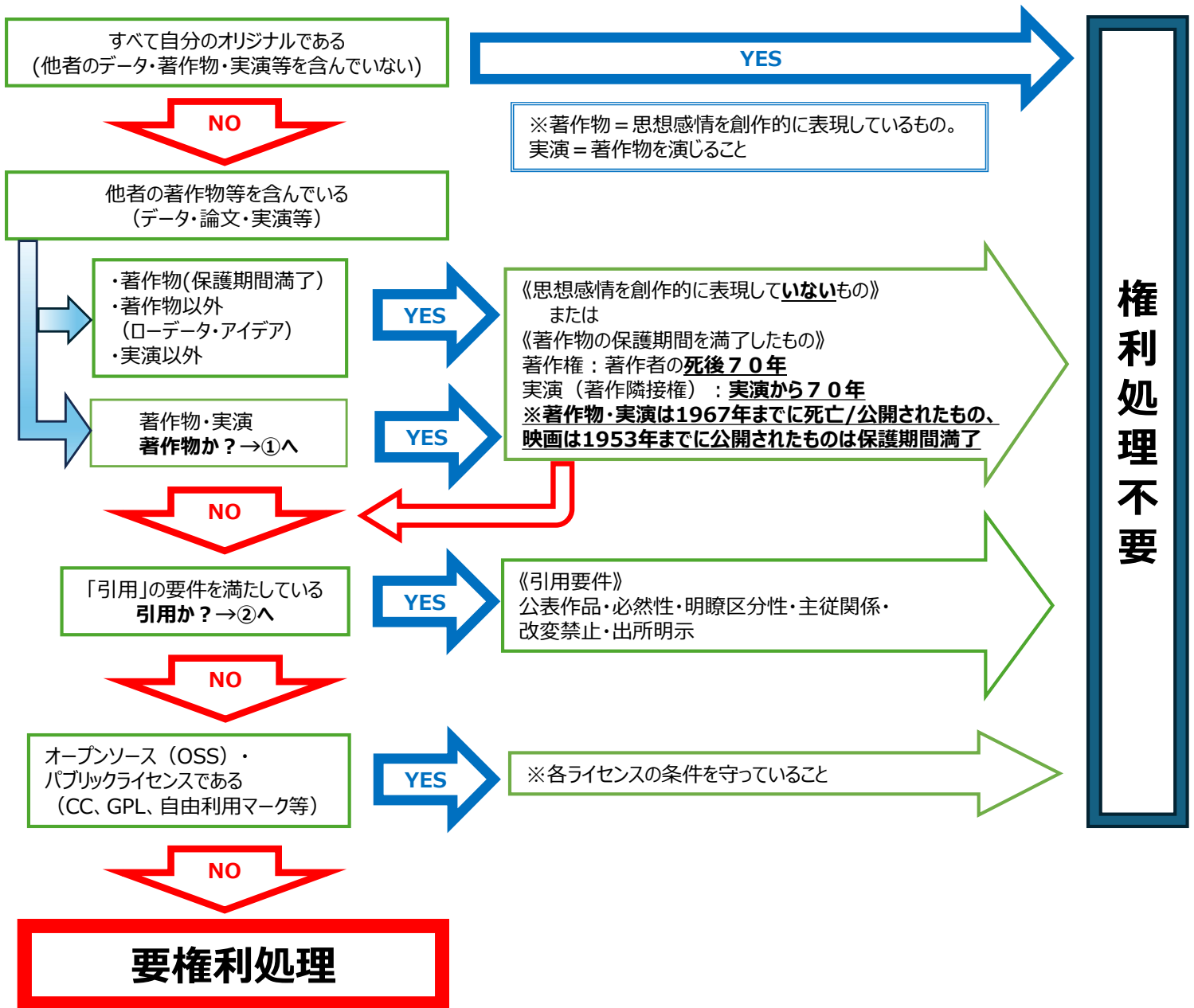
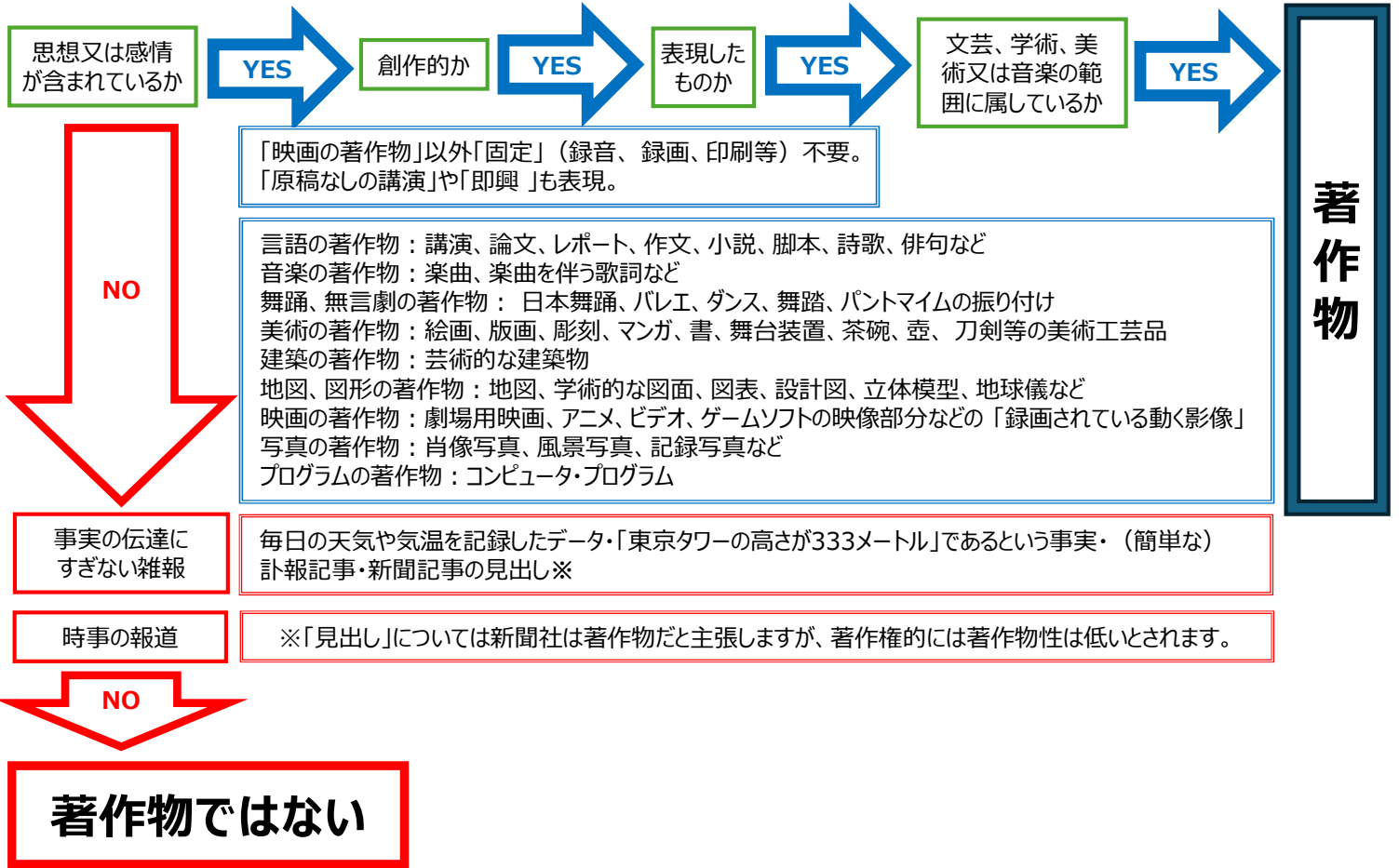


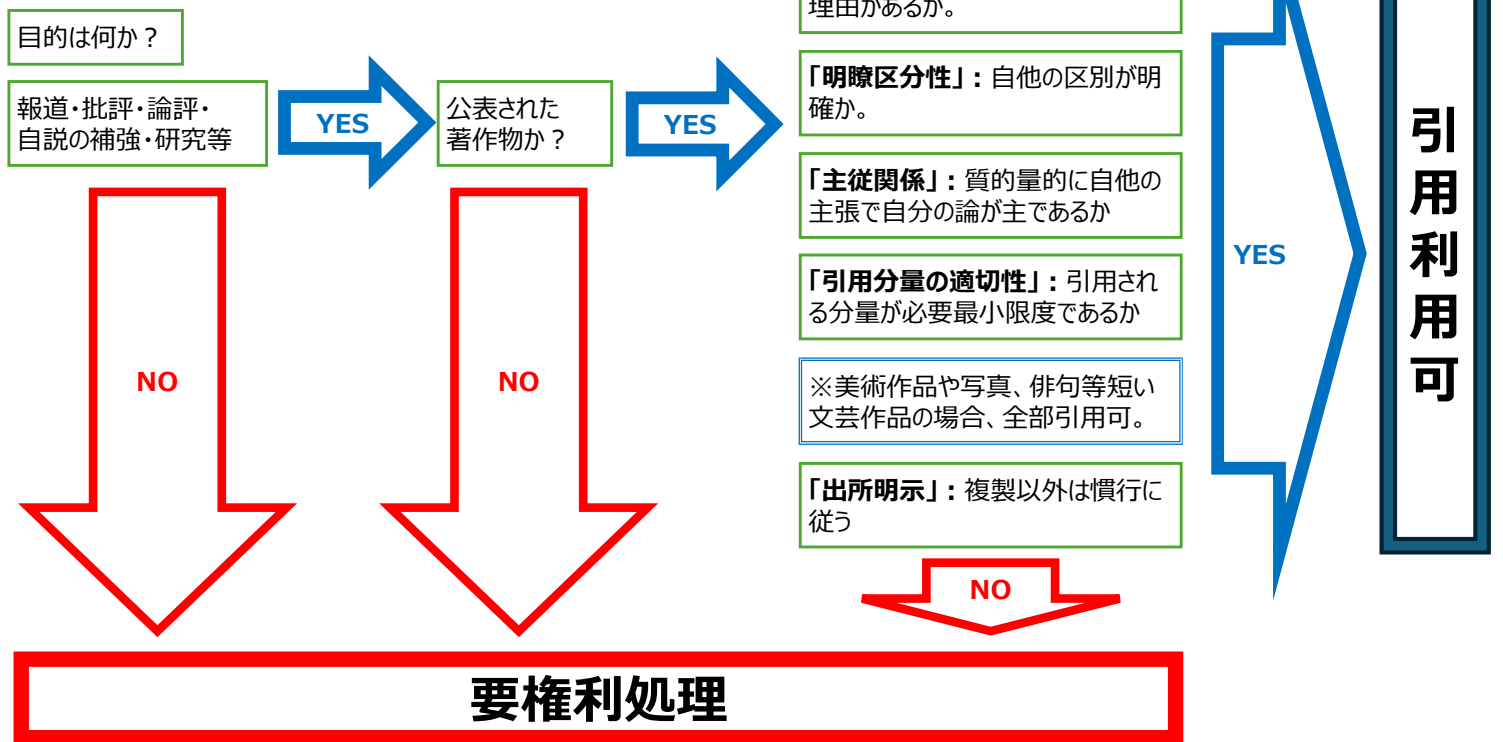
著作権チェックフロー



①著作物かどうか



②引用かどうか



必然性のない他人の著作物の利用や、美術の著作物の鑑賞のための利用する場合（実質的に鑑賞利用にあたるような場合を含む）は引用には当たりません。通常の権利処理が必要です。

「引用」の要件

目的 報道、批評、研究等

- (例)
- ・報道の材料（「ピカソの絵の盗難」というニュースで、当該の絵画を使う）
 - ・自説の補強や他人の考え方を論評するため

条件 1 すでに公表されている著作物であること（未公開の著作物は「引用」できません）

2 「公正な慣行」に合致すること

引用を行う「必然性」があること。

自他の「明瞭区分性」があること。（言語の著作物についてはカギ括弧などにより「引用部分」を明確に）

3 報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること

自他の主張の「主従関係」が明確であること

引用される分量が必要最小限度の範囲内であること

本文が引用文より高い存在価値を持つこと

4 「出所の明示」が必要（複製以外はその慣行があるとき）

※美術作品や写真、俳句のような短い文芸作品などの場合、その全部を引用しての利用もあり得る。

※必然性のない他人の著作物の利用、美術の著作物を実質的に鑑賞するために利用する場合は引用には当たらない。

※引用利用する著作物は翻訳も可

【「行政の広報資料」等の転載】

国・地方公共団体の行政機関、独立行政法人の「広報資料」「調査統計資料」「報告書」等を、「新聞」「雑誌」などの刊行物に転載する場合

【条件】 1 一般に周知させることを目的とした資料であること

2 行政機関等の名義の下に公表した資料であること

3 説明の材料として転載すること

4 転載を禁止する旨の表示がないこと

5 「出所の明示」が必要 ※翻訳も可

「出展明記」（主なもの）

○文科省HPからの転載

（出典記載例）

出典：文部科学省ホームページ（<https://www.mext.go.jp/>）

出典：「学校基本調査」（文部科学省）

（https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm）（〇年〇月〇日に利用）など

（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

「学校基本調査」（文部科学省）

（https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm）を加工して作成

「学校基本調査」（文部科学省）

（https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm）をもとに〇〇株式会社作成 など
クリエイティブコモンズライセンス（CC BY）でも可

○教職員支援機構

Q.公開されている研修教材を研修で使いたいのですが、どうすればいいですか。

A.そのままご使用下さい。機構の許可、機構への連絡の必要はありません。

○国立教育政策研究所

当ホームページのコンテンツを利用する場合は、「文部科学省ウェブサイト利用規約」に従って、御利用ください

○大学入試センター

※出展明示等の条件、文科省同。

※出典の記載方法は文科省同。

○スクラッチ

CC BY-SA 2.0

『Scratchは、MITメディア・ラボのライフロング・キンダーガーデン・グループの協力により、Scratch財団が進めているプロジェクトです。
<https://scratch.mit.edu> から自由に入手できます。』

○内閣府ホームページのコンテンツの利用ルールについて

文科省と同じ。

加工した場合も同（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

「〇〇報告書」（内閣府）（当該ページのURL）を加工して作成

「〇〇調査」（内閣府）（当該ページのURL）をもとに〇〇株式会社作成 など